

薩摩川内市は 結婚して新生活を始める方を 応援します



新しく結婚した世帯に対し、結婚に伴う新生活のスタートアップに係る新居の住居費、引越費用について支援します。

■対象となる世帯（以下の条件が全て当てはまる方）

婚姻

- 令和3年1月～令和4年3月までの間に、婚姻届を提出して受理された
- 婚姻時、夫婦ともに39歳以下

年収＝所得ではありません。会社員(給与収入の方)の場合、年収550万円の方の所得はおよそ400万円になります。

所得

- 令和2年の夫婦の合計所得が400万円未満（奨学金の返済額を控除可／離職した方は別途計算）

住居

- 令和3年1月以降、市内の住宅を新たに取得または新たに賃借して住んでいる

その他

- 夫婦ともに市税等の滞納がない

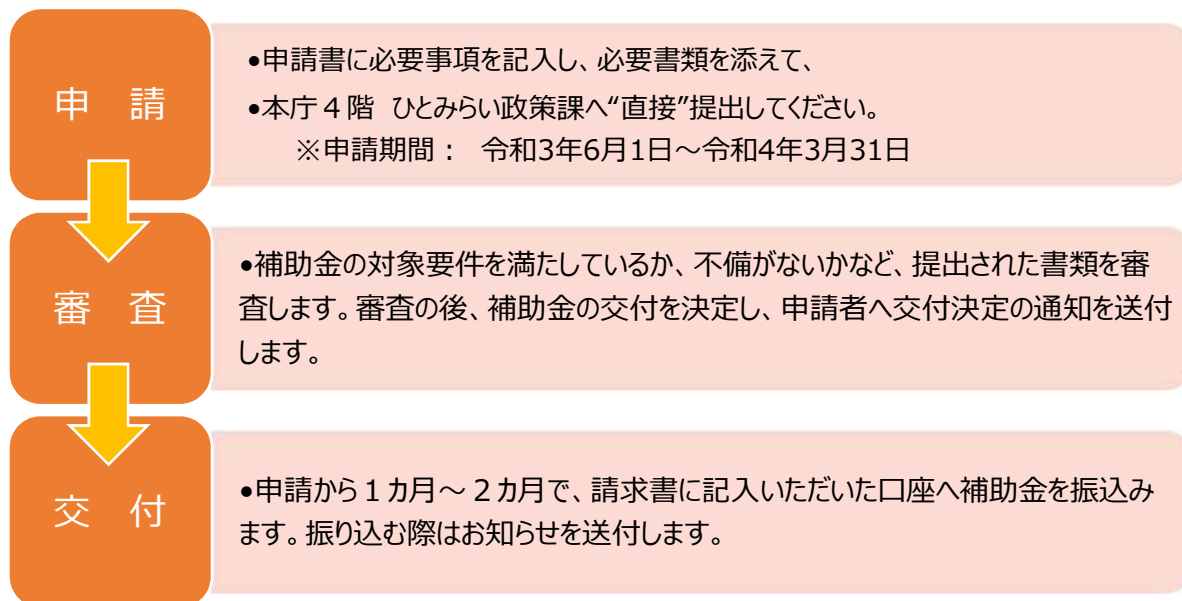
婚姻届を提出する前に引越している場合も対象になります。

■補助金額

住宅の取得費または賃借費、引越費用の全て（上限30万円）

	対象となるもの	対象とならないもの
取得費	住宅の購入費	土地の購入費
賃借費	家賃（1ヶ月のみ）、敷金、礼金、共益費、仲介手数料	家賃（2ヶ月目以降の分）
引越費用	引越し業者や運送業者へ支払った場合	レンタカーを借りた場合 自身や友人等にお願した場合

■ 申請から交付までの手順



■ 提出書類

- (1) 結婚新生活支援補助金交付申請書 (様式第 1 号)
- (2) 婚姻届受理証明書 (または戸籍の謄本)
 - 受理証明は、婚姻届を提出した役所の戸籍担当窓口へ
 - 戸籍の謄本は、本籍地をおく役所の戸籍担当窓口へ (薩摩川内市の場合は、本庁 2 階 市民課へ)
- (3) 住民票 (世帯全員のもの)
 - 薩摩川内市役所本庁 2 階 市民課窓口へ
- (4) 所得証明書 (令和 2 年分、夫婦双方とも)
 - 令和3年1月1日時点で住民税を納める役所の税務担当窓口へ (薩摩川内市の場合は、本庁 2 階 税務課へ)
- (5) 滞納のない証明書 (世帯全員分)
 - 記入・押印した申請書をもって、薩摩川内市役所本庁 2 階 税務課へ
- (6) 請求書 (様式第 4 号)

【奨学金を返済している場合】 過去 1 年間に返済した奨学金の額が分かるもの
通帳の写しや奨学金貸与機関の発行する書類など

【住宅を取得した場合】 住宅の売買契約書、
売買等にかかった費用の領収書等の写し

【住宅を賃借した場合】 住宅の賃貸借契約書の写し、賃借にかかった費用の領収書
等の写し、住宅手当支給証明書 (様式第 2 号)

【引越業者に引越しを依頼した場合】 引越費用にかかる領収証

■ 問合せ先

薩摩川内市 ひとみらい政策課 ひとみらい政策グループ
TEL : 0996-23-5111(内線4741)